

施設の利用定員の確認について

○認可定員と利用定員について

【認可定員】

- ・教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）の設置に当たり、県が定める基準（面積、職員配置等）により園全体の定員として認可された人数。

【利用定員】

- ・認可定員の範囲内で、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに市が定めた人数。
(3号については、0歳児、1歳児、2歳児それぞれの定員を設定する)

○利用定員設定の考え方

- ・利用定員は認可定員を超えない範囲内で設定する。

○利用定員を確認するための基準

番号	基準
1	市に申請のあった「利用定員」は、施設が県に申請する「認可定員」の範囲内となっているか。（新設の保育園の場合）
2	利用者数が恒常的に「認可定員」を下回る状況にあるか。（過去3年間の利用状況を勘案して判断）
3	実際の利用者を勘案して「利用定員」を設定しているか。（当該年度の利用者数、過去の利用者数等を勘案して判断）
4	地域の児童数の推移及び今後の見込み等を勘案して「利用定員」を設定しているか。（当該施設の立地地域の将来的な利用ニーズを勘案して判断）